

横浜市環境影響評価条例の一部改正【新旧対照表】

※下線部分が改正箇所

旧条例	改正条例（平成 24 年 4 月施行）
<p>(法対象事業に係る方法書に対する市長の意見形成の手続)</p> <p>第 58 条 市長は、法第 6 条第 1 項の規定により、法第 5 条第 1 項の環境影響評価方法書（以下この条において「方法書」という。）の送付を受けたときは、その旨を公告するとともに、当該方法書の写しを公告の日から起算して 45 日間一般の縦覧に供するものとする。</p> <p>2 市長は、法第 10 条第 2 項の規定により意見を述べるときは、審査会に対し、当該方法書について環境の保全の見地から調査審議させるため諮問しなければならない。</p> <p>3 市長は、前項の意見を述べたときは、その旨を公告し、当該意見を記載した書面を公告の日から起算して 30 日間一般の縦覧に供するものとする。</p>	<p>(法対象事業に係る方法書に対する市長の意見形成の手続)</p> <p>第 58 条 市長は、法第 6 条第 1 項の規定により、法第 5 条第 1 項の環境影響評価方法書（以下この条において「方法書」という。）<u>及びこれを要約した書類</u>の送付を受けたときは、その旨を公告するとともに、<u>当該方法書及びこれを要約した書類</u>の写しを<u>当該公告</u>の日から起算して 45 日間一般の縦覧に供するものとする。</p> <p>2 市長は、法第 10 条第 2 項<u>又は第 4 項</u>の規定により意見を述べるときは、審査会に対し、当該方法書について環境の保全の見地から調査審議させるため諮問しなければならない。</p> <p>3 市長は、前項の意見を述べたときは、その旨を公告し、当該意見を記載した書面を<u>当該公告</u>の日から起算して 30 日間一般の縦覧に供するものとする。</p>
<p>(法対象事業に係る準備書に対する市長の意見形成の手続)</p> <p>第 59 条 市長は、法第 15 条の規定により、法第 14 条第 1 項の環境影響評価準備書（以下この条において「準備書」という。）の送付を受けたときは、その旨を公告するとともに、当該準備書の写しを公告の日から起算して 45 日間一般の縦覧に供するものとする。</p> <p>2 市長は、法第 20 条第 2 項（法第 48 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により意見を述べるときは、審査会に対し、当該準備書について環境の保全の見地から調査審議させるため諮問しなければならない。</p> <p>3 市長は、法第 19 条の規定により準備書についての意見の概要及び当該意見についての法対象事業者の見解を記載した書類の送付を受けたときは、その旨を公告するとともに、当該書類の写しを公告の日から起算して 15 日間一般の縦覧に供するものとする。ただし、法第 18 条第 1 項の意見がなかった場合は、当該意見がなかった旨の公告のみ行うものとする。 (第 4 項及び第 5 項省略)</p> <p>6 市長は、第 2 項の意見を述べたときは、その旨を公告し、当該意見を記載した書面を公告の日から起算して 30 日間一般の縦覧に供するものとする。</p>	<p>(法対象事業に係る準備書に対する市長の意見形成の手続)</p> <p>第 59 条 市長は、法第 15 条の規定により、法第 14 条第 1 項の環境影響評価準備書（以下この条において「準備書」という。）<u>及びこれを要約した書類</u>の送付を受けたときは、その旨を公告するとともに、<u>当該準備書及びこれを要約した書類</u>の写しを<u>当該公告</u>の日から起算して 45 日間一般の縦覧に供するものとする。</p> <p>2 市長は、法第 20 条第 2 項<u>又は第 4 項</u>（法第 48 条第 2 項において<u>これらの規定</u>を準用する場合を含む。）の規定により意見を述べるときは、審査会に対し、当該準備書について環境の保全の見地から調査審議させるため諮問しなければならない。</p> <p>3 市長は、法第 19 条の規定により準備書についての意見の概要及び当該意見についての法対象事業者の見解を記載した書類の送付を受けたときは、その旨を公告するとともに、当該書類の写しを<u>当該公告</u>の日から起算して 15 日間一般の縦覧に供するものとする。ただし、法第 18 条第 1 項の意見がなかった場合は、当該意見がなかった旨の公告のみ行うものとする。 (第 4 項及び第 5 項省略)</p> <p>6 市長は、第 2 項の意見を述べたときは、その旨を公告し、当該意見を記載した書面を<u>当該公告</u>の日から起算して 30 日間一般の縦覧に供するものとする。</p>
<p>(公表)</p> <p>第 65 条（第 1 項から第 3 項まで省略）</p> <p>4 <u>第 1 項の規定による公表については、横浜市行政手続条例（平成 7 年 3 月横浜市条例第 15 号）第 36 条第 2 項の規定は、適用しない。</u></p>	<p>(公表)</p> <p>第 65 条（第 1 項から第 3 項まで省略）</p> <p>※削除</p>